

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

支出負担行為担当官

仙台法務局長 内 古 閑 禎 二

以下のとおり、オープンカウンター方式による見積合わせに付します。

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 仙台法務局登米支局暖房用燃料供給契約
- (2) 仕様及び数量等 別途交付する仕様書のとおり
- (3) 納 入 場 所 別途交付する仕様書のとおり
- (4) 納 入 期 間 別途交付する仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに関する参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者
- (4) 予決令第 7 3 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 次のアからオの契約の相手方として不適当な者に該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 次のアからオの契約の相手方として不適当な行為を行わない者であること。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

3 契約条項等を示す場所及び問合せ先

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局会計課主計係 担当：芳賀

電話：022-225-5654

FAX：022-225-6132

E-mail：k-haga4ag@moj.go.jp

納入場所、燃料タンクの位置等を確認したい場合は、担当者に申し出ること。

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年10月27日（月）から同年11月7日（金）まで（土・日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

上記3のとおり。

なお、仕様書等（PDFファイル）は、電子メールで請求することができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認

すること。）。

5 提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者（上記 2 (5) 及び (6) であることを証する「誓約書（役員名簿添付）」

(2) 提出期限 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）正午まで

(3) 提出場所 上記 3 のとおり。

(4) 提出方法 持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとする。

なお、電子メールにより提出する場合は、各提出書類にパスワードを付すなど暗号化した上で提出すること。

6 見積書の様式及び記載金額

(1) 見積書の様式は別紙 1 とする。

(2) 見積金額は、見積参加者において設定する料金単価を根拠とし、仕様書記載の使用予定数量を乗じて得られた総価を消費税及び地方消費税を含めた合計金額として記載すること（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

7 見積合わせ

(1) 上記 2 の参加資格を有する場合であっても、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為を行った者は、見積合わせの参加は認めない。

(2) 見積合わせは、非公開で行う。

(3) 上記 5 (2) の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することとする。

8 見積合わせの日時

令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火）午前 1 0 時

9 見積りの無効

次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一人を見積りで金額の異なる 2 通以上を見積り
- (7) 見積書が上記 5 (2) の提出期限までに到達しなかったとき
- (8) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 予決令 9 9 条の 5 の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きにより決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約の締結

契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出すること。

13 その他

- (1) 見積書を提出した者は、本公示及び仕様書についての不明を理由とする異議の申立ては認めない。
- (2) 見積書の作成及び提出に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担すること。
- (3) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認められるときは、見積合わせの執行を延期し、又はこれを取り止める。
- (4) 契約の相手方を決定するために、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が正当な理由なく契約を結ばない場合又は業務を履行しない

場合等不誠実な行為をした場合は、損害賠償の請求を行うことがある。

以 上